

議案第5号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例の条文を整備するため、本条例を定める必要があるからである。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北名古屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）の
一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求につい
ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文
の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があ
った場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各
号のいずれかに該当する場合を除き、北名古屋市情報公開・個人情報
保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書
の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反
対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読
み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなけ
ればならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、
諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定す
る参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除
く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出し

た第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（公開請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求等」に改め、「決定又は」を削る。

（北名古屋市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「この条、第41条及び第42条において」を削り、同条第3項中「第40条及び第41条において」を「以下」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第40条及び第41条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人

情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「決定又は」を削る。

第43条第1項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第5項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第7項及び第8項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第10項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名

古屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条」を「第20条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第8号中「第40条」を「第41条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提

出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(北名古屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 北名古屋市固定資産評価審査委員会条例（平成18年北名古屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第8条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第13条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の北名古屋市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた北名古屋市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）又は同条例第6条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の北名古屋市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた北名古屋市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）、同条例第31条第1項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）若しくは同条例第38条第1項に規定する利用停止決定等（以下「利用停止決定等」という。）又は同条例第13条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）、同条例第27条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第34条第3項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の北名古屋市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。